

第百三十二回 参議院法務委員会會議録第五号

平成七年三月十四日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

三月十日

辞任

既 正敏君

補欠選任

中尾 則幸君

三月十三日

辞任

中尾 則幸君

補欠選任

國弘 正雄君

出席者は左のとおり。

委員長

中西 珠子君

理事

下稻葉耕吉君

糸久八重子君

荒木 清寛君

平野 貞夫君

委員

斎藤 十朗君

北村 哲男君

深田 肇君

山崎 順子君

紀平 悌子君

三石 久江君

安恒 良一君

國務大臣

前田 勲男君

政府委員

法務大臣官房長

原田 明夫君

法務省保護局長

本間 達三君

事務局側

常任委員会専門員

吉岡 恒男君

本日の會議に付した案件

○更生保護事業法案(内閣提出)

○更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(中西珠子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、既正敏君が委員を辞任され、その補欠として中尾則幸君が選任されました。

また、昨十三日、中尾則幸君が委員を辞任され、その補欠として國弘正雄君が選任されました。

○委員長(中西珠子君) 更生保護事業法案及び更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案について趣旨説明を聴取いたします。前田法務大臣。

○國務大臣(前田勲男君) ただいま議題となりました更生保護事業法案並びに更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

更生保護事業は、民間篤志家のたゆまぬ努力によつて維持・運営され、犯罪をした者の社会復帰に大きく貢献するとともに、国が行う保護観察その他の更生の措置を円滑に実施する上で重要な機能を果たしております。しかるに、更生保護事業の中核的存在である更生保護会は、その多くが建築後相当年数を経過して老朽化しているなど種々の問題を抱えておりますことから、昨年の第百二十九国会において更生保護会に対する補助制度の改善を内容とする更生緊急保護法の一部改正がなされたところであり、これに基づき、平成六年度

予算において更生保護施設整備費補助金が認められるなど更生保護会の施設整備の面では相応の改善措置を講じたところでございます。

ところで、ただいま申し述べた更生緊急保護法の一部改正の際、衆参両院において「更生保護事業の健全な育成、発展のため、法整備を含めて制度の改善、充実に努めること。更生保護事業の充実を図るため、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に対する補導援助体制の強化に努めること。」などを趣旨とする附帯決議をいただき

ました。更生保護会の現状を見ますに、その経営基盤はなお脆弱であり、また、近年、高齢者やアルコール・薬物乱用者など、処遇に特別の配慮を要する保護対象者が増加し、更生保護会における補導援助体制の強化が特に重要な課題となつており、早急にその改善を図る必要があります。このような現状にかんがみ、先ほどの附帯決議の趣旨を踏まえまして、ここに更生保護事業法案並びに更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案を提案することとした次第であります。

次に、更生保護事業法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、更生保護事業の適正な運営を確保し、その健全な育成発達を図ることとあると定めまして、更生保護事業に関する国の責務を明らかにするとともに地方公共団体の協力に関する規定を定めております。

第二に、更生保護事業を、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業の三種類と定め、それぞれの内容を明らかにしております。

第三に、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより法務大臣の認可を受けて設立される法人を更生保護法人とし、その

設立手続、法人の組織、管理、解散、合併及び法務大臣による監督について所要の規定を設けております。

第四に、更生保護事業の法務大臣による認可並びに監督及び更生保護法人に対する国の補助について所要の規定を設け、また地方公共団体も更生保護事業を営むことができることを定めております。

次に、更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明いたしました更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、これに伴う経過措置を定めるほか、犯罪者予防更生法その他の関係法律の規定の整備を行うものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、既存の更生保護会は、組織変更により更生保護法人になることができる旨を規定しております。

第二に、地方税法の一部を改正して、更生保護法人については法人住民税の均等割を課さないこととしております。

第三に、土地収用法の一部を改正して、更生保護事業を収用適格事業とすることと規定しております。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、法律扶助に関する基本法の制定と財政措置の拡充強化に関する請願(第三〇二号)

第三〇二号 平成七年三月二日受理

法律扶助に関する基本法の制定と財政措置の拡充強化に関する請願

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、更生保護事業法案

一、更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

更生保護事業法案

更生保護事業法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 更生保護法人

第一節 通則(第四条—第九条)

第二節 設立(第十条—第十五条)

第三節 管理(第十六条—第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条—第四十条)

第五節 監督(第四十一条—第四十四条)

第三章 更生保護事業

第一節 事業の経営等(第四十五条—第五十条)

第二節 事業の監督及び補助(第五十一条—第五十八条)

第四章 雑則(第五十九条—第六十五条)

第五章 罰則(第六十六条—第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)、執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に更生のための保護を必要としているものを一定の施設に収容して、その者に對し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、生活の指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終り、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者(第一号に該当する者を除く。次号において同じ。)

四 罰金又は料金の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

五 労務場から出場し、又は仮出場を許された者

六 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

七 少年院から退院し、又は仮退院を許された者(第一号に該当する者を除く。次号において同じ。)

八 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護(継続保護事業として行うものを除く。)を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成(第四十六条第一項において「助成等」という。)を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(国の措置等)

第三条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をすることができる。

3 更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国の行う更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得よう努めなければならない。

第二章 更生保護法人

第一節 通則

(名称の使用制限)

第四条 更生保護法人以外の者は、その名称中に、更生保護法人という文字を用いてはならない。

(資産)

第五条 更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第六条 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を更生保護事業に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第七条 更生保護法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第八条 更生保護法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条及び第四十四条の規定は、更生保護法人について準用する。

第二節 設立

(設立の認可)

第十条 更生保護法人を設立しようとする者は、法務省令で定めるところにより、申請書及び定款を法務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

なければならない。

(定款)

第十一条 更生保護法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 更生保護事業の種類

四 事務所所在地

五 役員に関する事項

六 会議に関する事項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 評議員会を置く場合には、これに関する事項

十 公益事業を行う場合には、その種類

十一 収益事業を行う場合には、その種類

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可の基準)

第十二条 法務大臣は、第十条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 申請書及び定款に虚偽の記載がないこと。

三 当該申請に係る更生保護法人の資産が第五条の要件に該当するものであること。

四 業務の運営が適正に行われることが確実にあると認められること。

(定款の補充)

第十三条 更生保護法人を設立しようとする者が

が、第十一条第一項第二号から第十四号までの各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合に

は、法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(設立の時期)

第十四条 更生保護法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十五条 民法第四十一条、第四十二条及び第五十一条第一項（法人の設立の時に關する部分に限る。）の規定は、更生保護法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「更生保護法人成立ノ時」と読み替へるものとする。

第三節 管理

(役員)

第十六条 更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、定款で定めるところにより、理事長とする。

(理事長及び理事の職務)

第十七条 理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(業務の決定)

第十八条 更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十九条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 更生保護法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、更生保護法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを法務大臣（評議員会が置かれている場合は評議員会）に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は更生保護法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十条 監事は、理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ない者

三 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 第四十三条の規定により解散を命じられた更生保護法人の解散当時の役員で、解散を命じられたときから五年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十二条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員欠員補充)

第二十三条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、三年以内において定款で定める。

(代表権の制限)

第二十五条 更生保護法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が更生保護法人を代表する。

(評議員会)

第二十六条 更生保護法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会は、更生保護法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。

5 定款の変更、重要な資産の処分、合併、解散、その他更生保護法人の業務に關する重要な事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとする。

(定款の変更)

第二十七条 定款の変更（法務省令で定める事項に係るものを除く。）は、法務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

3 更生保護法人は、第一項の法務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第二十八条 更生保護法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(財産目録等の備付け等)

第二十九条 更生保護法人は、毎会計年度終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、事業成績書、財産目録、貸借対照表及び収支計

算書（収益事業については損益計算書）を作成し、これをその主たる事務所に備置かなければならない。

2 理事長は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

（民法の準用）

第三十条 民法第五十五条及び第五十六条の規定は、更生保護法人について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款」、寄附行為又は「總會ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「法務大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 更生保護法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする事業の成功の不能

四 合併

五 破産

六 第四十三条の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は法務大臣の認可を、同項第三号に掲げる事由による解散は法務大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、更生保護法人が第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

（残余財産の帰属）

第三十二条 解散した更生保護法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、法務大臣に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（合併）

第三十三条 更生保護法人は、他の更生保護法人と合併することができる。

（合併手続）

第三十四条 更生保護法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決がなければならない。

2 合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

第三十五条 更生保護法人は、前条第二項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これをその主たる事務所に備置かなければならない。

2 更生保護法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当

の財産を信託しなければならない。

第三十七条 合併により更生保護法人を設立する場合においては、定款の作成その他更生保護法人の設立に関する事務は、それぞれの更生保護法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第三十八条 合併後存続する更生保護法人又は合併によつて設立した更生保護法人は、合併によつて消滅した更生保護法人の権利義務（当該更生保護法人がその営む事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第三十九条 更生保護法人の合併は、合併後存続する更生保護法人又は合併によつて設立する更生保護法人の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

（民法等の準用）

第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七條ノ二、第三十八條から第三十七條まで及び第三百三十八條の規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替へるものとする。

第五節 監督

（改善命令等）

第四十一条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 更生保護法人が前項の命令に従わないとき

は、法務大臣は、当該更生保護法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員・職員を解職を勧告することができる。

3 法務大臣は、前項の規定により役員・職員を勧告しようとする場合には、当該更生保護法人に、法務大臣の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該更生保護法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた更生保護法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

（公益事業又は収益事業の停止）

第四十二条 法務大臣は、第六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う更生保護法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人に対し、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該更生保護法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該更生保護法人が当該収益事業から生じた収益を当該更生保護法人の営む更生保護事業以外の目的に使用すること。

三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該更生保護法人の営む更生保護事業に支障があること。

（解散命令）

第四十三条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正當な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずること

とができる。

(報告及び検査)

第四十四条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章 更生保護事業

第一節 事業の経営等

(事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 更生保護事業の種類及び内容

四 被保護者に対する処遇の方法

五 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権原

六 実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(認可の基準等)

第四十六条 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の方法が法務省令で

定める基準に適合すること。

二 建物その他の設備の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合すること。

三 実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する処遇に關する熱意及び能力を有すること。

四 職業紹介事業を自ら行おうとする者にあつては、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

五 助成等の事業を適正に行うものと認められること。

六 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであつて、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2 前項の認可には、当該更生保護事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七条 第四十五条の認可を受けた者が同条各号に掲げる事項(法務省令で定めるものを除く。)を変更しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

3 更生保護法人等(第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八条 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

2 地方公共団体は、継続保護事業又は一時保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法

務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3 地方公共団体は、連絡助成事業を開始したときは、第四十五条第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九条 継続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十条 継続保護事業又は一時保護事業を営む更生保護法人等は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の關係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

第二節 事業の監督及び補助

(事業成績等の報告)

第五十一条 更生保護法人等は、毎会計年度の終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、その終了した会計年度の会計の状況及び事業の成績を、法務大臣に報告しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十二条 更生保護法人等は、法務省令で定めるところにより、その事務所に次に掲げる帳簿を備え付け、これに所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の状況を明らかにする帳簿

二 被保護者の名簿

三 保管金品台帳

四 会計簿

五 寄附金について、その寄附者及び金額を明

らかにする帳簿

(適合命令)

第五十三条 法務大臣は、更生保護法人等が、第四十六条第一項各号に適合しないと認められるに至つたときは、当該更生保護法人等に対し、これに適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認可の取消し等)

第五十四条 法務大臣は、更生保護法人等につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人等に対し、更生保護事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、又は第四十五条の認可を取り消すことができる。

一 第四十六条第二項又は第六十条第二項の規定により付された条件に違反したとき。

二 第四十七条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十二条の規定に違反して、帳簿の備付け、記載若しくは保存をせず、又はこれに虚偽の記載をしたとき。

五 前条の規定による命令に違反したとき。

六 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 更生保護法人等の代表者その他の業務を執行する役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)が、その事業により個人の営利を図つたときも、前項と同様とする。

3 更生保護法人等以外の者(国及び地方公共団体を除く。)であつて更生保護事業を営むもの(第五十七条第二項において「その他の更生保護事業者」という。)が、その事業に關し営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(報告及び検査)

第五十五条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その事業の運営の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(助言、指導又は勧告)

第五十六条 法務大臣は、被保護者に対する処遇の適正な実施を確保し、又は更生保護法人等の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護法人等に対し、その事業に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(準用)

第五十七条 第五十一条(事業の成績の報告に係る部分に限る。)及び第五十五条(事業に関する報告に係る部分に限る。)の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

2 第五十五条の規定は、その他の更生保護事業者について準用する。

(補助)

第五十八条 国は、更生保護法人に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができる。

第四章 雑則

(審議会の意見の聴取)

第五十九条 法務大臣は、次の場合においては、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十条、第三十四条第二項若しくは第四十五条の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第四十三条の規定により解散を命じ、又は第五十四条の規定により、事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、若しくは

認可を取り消すとき。

三 第四十六条第一項第一号から第三号までの法務省令を定めるとき。

(寄附金の募集)

第六十条 更生保護事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、法務省令で定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を法務大臣に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を付すことができる。

3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞なく、法務省令で定めるところにより、募集の結果を法務大臣に報告しなければならない。

(表彰)

第六十一条 法務大臣は、成績の特に優秀な更生保護法人等又は更生保護事業に従事する者を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方更生保護委員会への委任)

第六十二条 この法律に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。ただし、第十条、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第五十四条に規定する権限については、この限りでない。

(認可事項の変更の認可に伴う民法の特例)

第六十三条 社団法人である更生保護法人等が定款を変更する場合において、第四十七条第一項の規定によりその認可を受けたときは、民法第三十八条第二項の規定による認可を要しない。

(省令への委任)

第六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第二項又は第四十二条の規定による命令に違反する行為をした者

二 第五十四条の規定による制限又は停止の命令に違反する行為をした者

三 第六十条第一項の許可を受けないで、寄附金を募集した者

四 第六十条第二項の規定により付された条件に違反して、寄附金を使用し、又は寄附金によつて取得した財産を処分した者

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、これに記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者

二 第五十七条第二項において準用する第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第六十条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十九条 次の各号の一に該当する場合においては、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十七条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十九条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七 第四十条の規定において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

八 第四十条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第七十条 第四十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条第六項、第三十一条、第三十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、犯罪情勢その他更生保護を取り巻く状況の変化

及びこの法律の施行の状況等を勘案し、更生保護事業の円滑かつ適正な実施及びその健全な育成発達を図る観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律

(更生緊急保護法の廃止)

第一条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)は、廃止する。

(更生保護法人への組織変更)

第二条 この法律の公布の際現に更生緊急保護法第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)は、平成八年九月三十日まで、その組織を変更して更生保護法人(更生保護事業法(平成七年法律第 号)第二條第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。)となることができる。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して更生保護法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、法務省令で定めるところにより、法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、財団である公益法人は、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、法務大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができる。

3 更生保護事業法第十二條の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の認可がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたときは、定款又は寄附行為の変更は、施行日にその効力を生ずる。

5 第二項の組織変更は、更生保護法人の主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより、登記することによって、その効力を生ずる。

6 法務大臣は、第二項の認可をし、又は認可をしない処分をするときは、更生保護事業法第五十九條に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(更生保護事業の認可に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に第一條の規定による廃止前の更生緊急保護法(以下「旧法」という。)第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる者は、その事業につき、更生保護事業法第四十五條の認可を受けたものとみなす。

(委託費の支弁等に関する経過措置)

第四條 旧法第三條第二項の規定に基づく委託によつて生じた費用の支弁又は徴収については、なお従前の例による。

2 平成七年度以前の年度における事業の実施に係る国の補助で、平成八年度以降の年度において支出するもの及び平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(省令への委任)

第七條 第二條から前条までに定めるもののほか、更生保護事業法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第八條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の二 行政手続法の適用除外(第四十八條の二)」を「第三節の二 更生緊急保護(第四十八條の二)」を「第三節の三 行政手続

保護(第四十八條の二)第四十八條の四)に改法の適用除外(第四十八條の五)」

第四十條に次の一項を加える。

3 前項の救護は、更生保護事業法(平成七年法律第 号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

第三章第三節の二中第四十八條の二を第四十八條の五とする。

第三章第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 更生緊急保護

(更生緊急保護)

第四十八條の二 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、居住をあっせんし、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に收容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善若しくは調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護することをいう。

一 懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行を終つた者

二 懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行の免除を得た者

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者

五 訴追を必要としないため公訴を提起しな

い処分を受けた者

2 更生緊急保護は、前項各号に掲げる者の更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

3 更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者に委託して行うものとする。

4 更生緊急保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。

5 更生緊急保護を行うに当たつては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつせんとともに、更生緊急保護の活動の効果を上げることに努め、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

6 更生緊急保護に関し職業のあっせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の規定に基づき、本人の能力に適當な職業をあっせんすることに努めるものとする。

(更生緊急保護の開始等)

第四十八條の三 更生緊急保護は、本人の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

2 検査官又は監獄の長は、前条第一項各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体の拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生緊急保護及びその申出の手続を示さなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項の規定により更生緊急保護の要否を定めるときは、本人の刑事上の手続に關与した検査官又は本人が拘禁されていた監獄の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮出獄の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者について

(登録免許税法の一部改正)
第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の六の項の次に次のように加える。

六の二 更生保護法人	更生保護事業法 (平成七年法律 第 号)	更生保護事業法第二条第一項 (定義)に規定する更生保護 事業の用に供する建物の所有 権の取得登記又は当該事業の 用に供する土地の権利の取得 登記	第三欄の登記に該当 するものであること を証する大蔵省令で 定める書類の添付が あるものに限る。
------------	----------------------------	---	--

別表第三の二十九の項を次のように改める。

二十九 民法第三十四条 (公益法人の設立)の 規定により設立した法 人	民法	一 自己の設置運営する学校 の校舎等の所有権の取得登 記又は当該校舎等の敷地、 当該学校の運動場、実習用 地その他の直接に保育若し くは教育の用に供する土地 の権利の取得登記 二 住宅金融公庫法第十七条 第一項第四号、第二項若し くは第四項(業務の範囲) 若しくは沖縄振興開発金融 公庫法第十九条第一項第三 号若しくはホ(業務の範 囲)又は産業労働者住宅資 金融通法第七条第一項第二 号、第四号若しくは第二項 (資金の貸付けの範囲)の 規定による住宅金融公庫又 は沖縄振興開発金融公庫か らの資金の貸付け(政令で 定める貸付けを除く。)を 受けて譲渡のため取得する 建物の所有権の取得登記又 は当該譲渡のために取得す る土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は 第二号の登記に該当 するものであること を証する大蔵省令で 定める書類の添付が あるものに限る。
--	----	--	---

(消費税法の一部改正)
第二十一条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第一第七号イ中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項(定義)に規
定する更生保護を行う事業」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)第二条第一項(定義)に
規定する更生保護事業」に改める。

別表第三第一号の表中			
厚生年金基金	厚生年金基金 厚生年金基金連合会 五号	厚生年金基金 厚生年金基金連合会 五号	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百 五号）
厚生年金基金連合会	五号		
更生保護法人	更生保護事業法		に改める。

(地価税法の一部改正)
第二十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)
の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項」を「更生
保護事業法(平成七年法律第 号)第一条
第一項」に改める。

(旧社会福祉事業振興会法の一部改正)
第二十四条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十
九年法律第七十五号)附則第十条の規定により
なおその効力を有するものとされる旧社会福祉
事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
の一部を次のように改正する。

附則第八項中「及び更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を「並びに更生保護事
業法(平成七年法律第 号)」に改め、「営
む」の下に「更生保護法人及び」を加える。

附則
この法律は、更生保護事業法の施行の日から施
行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施
行する。

平成七年三月二十四日印刷

平成七年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局